

松江歴史館特別展「慶長の城」

図録等製作業務委託仕様書

1. 業務名

松江歴史館特別展「慶長の城」図録等製作業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和7年10月8日（水）まで

3. 業務概要

(1) 図録製作業務

①数量 400部（松江市納品分）

※販売分は受託者において製作・販売することとし、その販売部数は本プロポーザル実施要
項「9. 応募方法（2）」のとおり提案すること

②仕上がり寸法 A4判

③製本 アジロ綴じ、並製本 ※縦書き、右綴じとする

④ページ数

- ・表紙：くるみ表紙、小口折り（任意の幅）
- ・本文：64頁

⑤原稿の提出

- ・文字原稿は委託者がデジタルデータで提供する（ワード）。
- ・白黒・カラー写真の原稿は、委託者がデジタルデータ（jpeg、tiff）を提供する（カラー写真およそ100点）。なお、デジタルデータは、CD-Rで受託者へ貸出することとする。
- ・CD-Rは、委託者に返却するものとする。また、データは、本業務完了後に破棄し、本業務以外での使用は禁止する。
- ・白黒・カラー挿図の原稿は、委託者提供のデジタルデータ（jpeg、tiff）を、委託者の指示に従い、受託者が必要に応じ改変（図表に文字や色等の装飾を施すもの）を加えて使用する。

⑥組版の体裁

電算写植とし、縦組みを原則とする。

⑦デザイン・レイアウト

表紙・背表紙・裏表紙は、受注者のデザイン提案書をもとに、プロポーザル審査委員会の意見を踏まえ、発注者と受注者との協議の上、決定する。本文は、松江市提供の原稿・画像を基に、企画展の趣旨に合ったデザインを製作すること。

⑧製版

- ・オフセット印刷
- ・写真・図版は、いずれもスクリーン線175線以上とする。

・原図・写真原稿を忠実かつ鮮明に表現すること。

⑨用紙

・表紙：アートポスト紙四六判240.0kg（再生紙使用不可）※マットPP貼り加工

・本文：マットコート紙四六判135.0kg（再生紙使用不可）

⑩色数

・表紙 第一表紙、第四表紙：4C 第二表紙、第三表紙：0C

背表紙 第一表紙、第四表紙：4C 第二表紙、第三表紙：0C

・本文 カラー64頁分

⑪校正

・文字校正…2回

・フルカラーの表紙、本文写真・図版については、本紙による色校正を2回（簡易校正1回）行うものとする。簡易校正は、文字校正と併せて行うことも可能とする。

(2) 鑑賞ガイド製作業務

①数量 800部

②寸法 B4判（仕上がり寸法B5判）

③ページ数 両面1枚

④用紙 マットコート紙 四六判110kg

⑤色数 4C/4C

⑥文字校正 2回

⑦色校正 簡易校正2回

⑧製本加工 二つ折り

⑨デザイン・レイアウト

表紙は、受注者のデザイン提案書をもとに、プロポーザル審査委員会の意見を踏まえ、発注者と受注者との協議の上、決定する。本文は、松江市提供の原稿・画像を基に、企画展の趣旨に合ったデザインを製作すること。

⑩HP用データ納品 あり（PDF形式）

4. 納品

令和7年10月8日（水）17時までに、上記の製作物のすべてを松江歴史館に納品すること。

製作物とあわせてデータを納品すること。PDFのデータでCDまたはDVDの媒体で納品すること。

5. 図録の販売

松江市納品分400部以外の部数を販売用として用意し、多くの人の手に取ってもらえるように販売を行うこと。販売部数と販売価格は受託者が設定し、販売用の部数は受託者が管理するものとする。

なお、松江歴史館のミュージアムショップでの販売を必須とする。発注者より販売実績に関する質問があった場合は、受注者は必ず返答すること。なお、販売期間は受注者と協議の上設定する。

6. 委託料に含まれる経費について

委託料の中には、デザイン料、印刷料、松江歴史館への納品にかかる配送料その他本業務に関する一切の経費すべてを含むこととする。

7. 再委託の禁止

受注者は本業務を他の者に再委託してはならない。ただし、印刷製本について第三者に委託する場合は、事前に発注者に対し書面による協議を行い、承諾を得た場合はこの限りではないものとする。

8. 成果品の著作権

本業務に伴って発生する、完成品に関する著作権その他の権利は、すべて松江市に帰属するとともに、受注者は、成果品について著作者人格権を行使しないこととする。

9. 留意事項

- (1) 入稿時の打合せ時にデザイナーが出席すること。また、校正などの納品までのスケジュールを提出すること。
- (2) 図録について、受託者は松江歴史館が提供する ISBN コードを使用しても、受託者が用意した ISBN コードを使用してもよいこととする。

10. その他

契約後、仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して決めること。

以上